

交通遺児激励事業についてのご案内

山形県交通安全母の会連合会では、昭和46年から、不幸にして交通事故により保護者が亡くなられた子、または生計を維持できない程度の心身障害になられた方の子(交通遺児)を励ますため、県民の皆様には交通遺児募金をお願いしております。この皆様からの募金と篤志家の皆様方からの御寄付をもとに、県内の交通遺児たちがその逆境にめげずに勉学に励み、健やかに成長されることを願って、激励見舞金や勉学等奨励金等の給付を行っております。

皆様方の温かい善意をお待ちしております。

■事業概要

県内に居住する満18歳まで(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の方で、交通事故の発生の日から1年以内に父、母又は実質的に当該遺児を扶養していたものと認められる方を失った子、または当該事故のため生計を維持できない程度の心身障害になった方の子に対し奨励金等を給付するもの。



■給付内容及び給付額

① 激励見舞金 (1回限り)	遺児の発生した世帯子ども1人につき50,000円を給付
② 勉学等奨励金 (年1回)	年度末の年齢が12歳までの遺児1人につき年額60,000円を給付 年度末の年齢が13歳から15歳までの遺児1人につき年額80,000円を給付 年度末の年齢が16歳から18歳までの遺児1人につき年額120,000円を給付
③ 入学祝金	小学校に入学する遺児1人につき50,000円を給付 中学校に入学する遺児1人につき70,000円を給付
④ 卒業等祝金	中学校を卒業する遺児1人につき70,000円を給付 年度末において18歳に達した遺児1人につき120,000円を給付

■その他の支援

遺児の健やかな成長を願って、『親子ふれあい支援』として遺児及び保護者1人あたり、映画券1,800円、食事券5,000円分を給付しております。



山形県交通安全母の会連合会

～交通安全は家庭から～



寄付金・募金に関するお問い合わせは、県交通安全母の会連合会 事務局まで
山形県交通安全母の会連合会 (県庁消費生活・地域安全課内)
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 Tel:023-630-2462



県公式ホームページ